

資料 2 - 1

判事補及び検事の経験の多様化のための弁護士職務 経験制度（仮称）について（概要）

1 目的

判事補及び検事が、その職務以外の多様な経験の一環として、一定期間その身分を離れ、弁護士となってその職務を経験することにより、多様かつ豊かな知識及び経験並びに幅広い識見を培い、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図る。

2 概要

弁護士職務経験は、判事補又は検事の同意を得て、最高裁判所又は法務省と受入先弁護士事務所（弁護士の職務を経験する者を雇用する弁護士法人又は弁護士をいう。以下同じ。）との間の取決めに基づいて行われる。

弁護士の職務を経験する者は、判事補又は検事の身分を離れて裁判所事務官又は法務事務官に任命され、その身分を保有したまま、弁護士となってその職務を行う（公務には従事しない。）。

弁護士職務経験の期間は、2年を超えることができない（特に必要があると認めるときは、弁護士職務経験を開始した日から引き続き3年を超えない範囲内で期間を延長することができる。）。

弁護士の職務を経験する者は、取決めの内容に従って、受入先弁護士事務所との間で雇用契約を締結して弁護士の業務に従事し、受入先弁護士事務所から給与を受ける（国からは給与を支給しない。）。